

第4章 | 計画の実現に向けて

1. 都市づくりの役割分担と相互支援
2. 産学官民による協働の都市づくり
3. 地域に密着したまちづくり
4. 都市計画の決定・変更
5. 計画の管理と継続的改善

第4章 計画の実現に向けて

1. 都市づくりの役割分担と相互支援

都市計画の策定や事業をより確実かつ効果的に推進するためには、県、市、住民、企業などがそれぞれの責務や能力に応じて役割を分担し、相互に支援しあって取り組むことが重要となります。

(1) 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、適宜計画内容の見直しを行います。また、市及び住民が主体となった都市づくりを支援するため、広域的な観点から調整を図ります。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的に県、市、住民の参加によるまちづくりに関する意見交換の場を設け、多方面からの意見を聴取します。

(2) 市の役割

市は、県の定める広域的な計画を踏まえ、具体の地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映した都市づくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定または見直しや条例の制定などに取り組みます。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図ります。

(3) 住民の役割

住民は、自らが居住または就業する空間の環境の改善または保全を図る事を目的として、行政が進める都市計画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその遵守によって自主的な管理運営を図るものとします。

また、住民などからの都市計画への提案制度の創設の趣旨を理解し、各地域または県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の合意のもと積極的に提案などを行うものとします。

(4) 企業などの役割

企業などは、事業活動を通して、地域産業・経済の高揚に貢献しながら必要な情報を積極的に公開し、地域住民との信頼に基づいた協力関係を築きます。

また、行政や住民が進めるまちづくり活動に積極的に参加・協力します。

2. 産学官民による協働の都市づくり

新産業都市建設による工業の集積は、本市の繁栄を強力に支えており、中心市街地をはじめとする商業の発展も、都市活力の維持・形成に不可欠なものとなっています。

また、地域や産業の発展のため、学術・研究機関との積極的な関わりを持つことが期待されています。

このようなことから、住民、事業者、大学など、そして行政がそれぞれの役割を分担し、密に連携を図りながら都市づくりを進めていくことが大切です。

(1) 産学官の連携による都市づくり

本市のさらなる発展に向けて、社会の変化に適合し、時代を先導する産業をつくるためには、産業界、大学などとの連携は欠かせないものとなっています。

行政にあっては、産学連携の支援とともに、大学などとの協働体制による効率的で質の高い都市づくりに取り組みます。

(2) 地域における企業や大学などの役割

企業や大学などは、生産活動や教育・研究活動に加えて、それらが立地する地域社会に対し、大きな影響力を潜在的に有していることから、企業による地域イベントなどへの積極的な参画や、大学などと地域住民との交流、情報交換などこれまで以上に地域と密接に関わったまちづくりに貢献できる在り方を求めています。

(3) NPOなどによるまちづくり活動の支援

従来のもちづくりは、行政が主体となって行われてきましたが、社会経済情勢の変化に伴って、今日では『住民がまちづくりの主役』と言われるようになってきています。

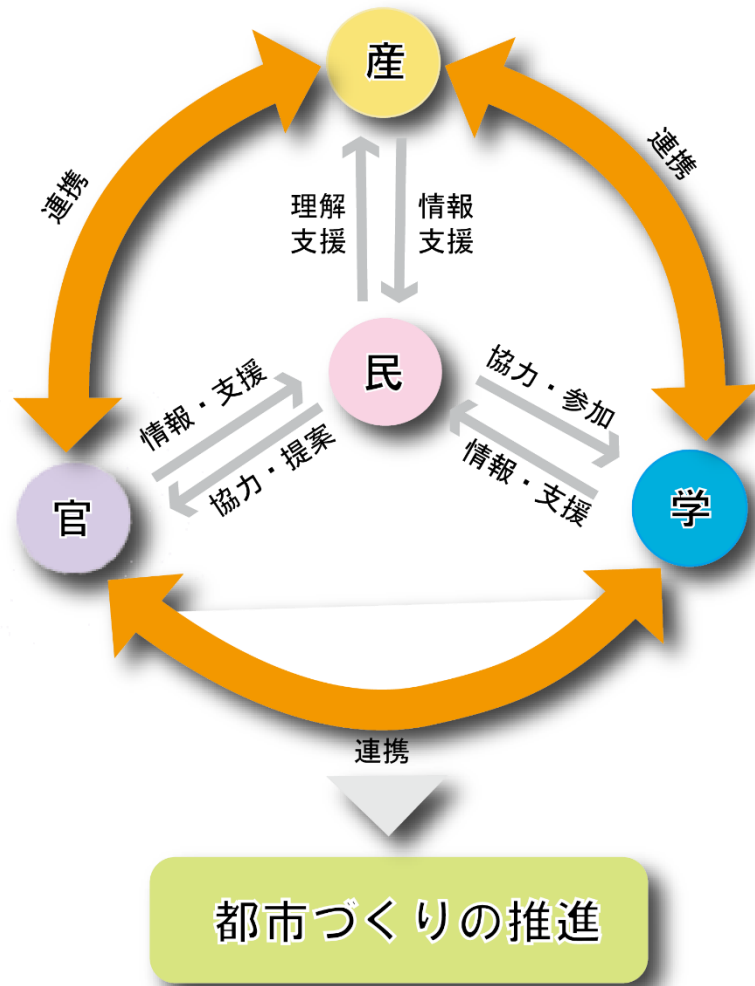
このようなことから、NPOやボランティアグループなどによるまちづくり活動を支援します。

(4) 住民参加型の都市づくりの推進

都市づくりへの住民参加をより確実なものとするために、行政は都市づくりに関する情報を積極的に公開することにより住民と認識を共有します。

また、これまで行ってきたアンケート調査や公聴会などによる方法を発展させ、ワークショップなど住民がより主体的に参加できる手法の活用とあわせて、長期的な観点のもとに醸成していく体制を確立します。

産学官民による協働のイメージ



序章
都市計画
マスタープランとは

第1章
都市づくりの目標

第2章
全体構想

第3章
地区別構想

第4章
計画の実現に向けて

第4章 計画の実現に向けて

3. 地域に密着したまちづくり

「大分市都市計画マスタープラン」の策定に当たっては、できる限り住民の意向を反映した計画とするために、市民意見公募（パブリックコメント）手続き、地区別住民説明会の開催による意見募集、縦覧手続き、公聴会の開催を行ってきました。

今後のまちづくりは、都市計画マスタープランに定められた基本的な方針に従い、地域に密着したきめ細やかな課題の分析と具体的な対応策を進める必要があります。

（1）地域ごとのまちづくり

それぞれの地区の特徴や課題に対応したまちづくりを進めるため、地域代表者等による活発な議論を踏まえ、行政は市民の意向や地域の実情を的確に把握し、市政への反映に努めることが重要です。

最も身近な生活圏として、地区別構想で区分した9つの地区をさらに細かな地域ごとに区分し、それぞれの地域が抱える問題・課題を住民とともに考え、対応していきます。

住民にあっては、行政が提供する情報を活用し、都市計画制度や役割分担を十分に理解した上で、地域のまちづくりに主体的に関わっていくことを目指します。

（2）地域ごとのルールづくり

都市計画マスタープランは、都市レベルでの用途地域などの指定や、道路などの都市施設の整備に関する基本的な方針を定めることを目的としています。

従って、地域レベルでのまちづくりにあっては、住民との協力体制のもと、地区計画など地域の実情に応じたきめ細やかなルールづくりに関する制度の活用やその地域に関係する人々が主体的になって取り組むエリアマネジメント活動の展開を推進します。

市は、地域レベルでのまちづくりルールの策定に向けた合意形成の進め方を示すなど、住民主体のまちづくりを支援します。



都市計画合意形成ガイドライン

（3）住民発意による生活環境の改善

狭あい道路や行き止まりが多い地区など、特定の課題を抱える地区にあっては、住民の自主的かつ積極的な発意のもと、生活環境の改善を図っていくこととします。

また、住民は、都市計画の提案制度の趣旨を理解し、積極的に提案することにより、生活環境の改善に取り組むことができます。

4. 都市計画の決定・変更

(1) 都市計画の決定・変更

都市計画マスタープランで定めた方針に従い、区域区分の変更（県決定）、地域地区などの規制・誘導制度の導入、街路や公園などの都市施設整備事業など、多様な都市計画の制度を活用し事業を実施していくため、法に基づいた都市計画の決定手続きを行います。

また、都市計画決定された長期未着手の道路や公園の整備方針については、「都市施設の整備・見直し方針」に沿って検討を行うこととします。

(2) 都市計画の提案・申し出制度の活用

平成12年の都市計画法の改正により、住民または利害関係人による地区計画の申し出制度が創設されました。

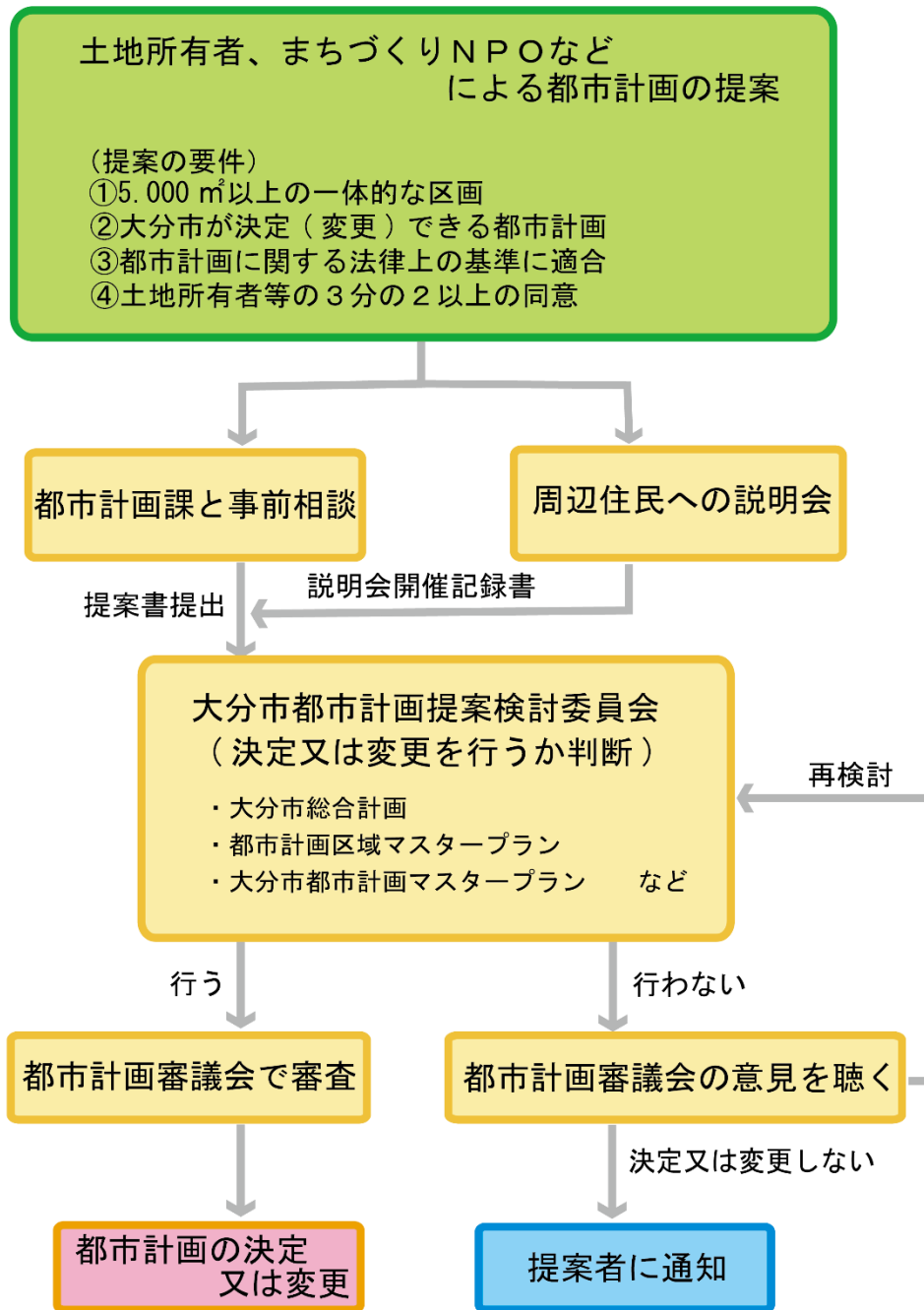
また、平成14年の都市計画法の改正及び都市再生特別措置法の制定により、土地所有者、まちづくりNPO、民間事業者による都市計画の提案制度が創設されました。

このような新たな都市計画の制度を活用しながら、積極的に住民参加の都市づくりを推進していくために、行政は必要な情報の提供に努めるとともに、条例の制定などの仕組みを整える必要があります。

また住民などは、行政からの情報を得て、制度の目的や趣旨を十分に理解し、都市計画への積極的な参加と協力のもとに都市づくりを推進していくことが求められます。

第4章 計画の実現に向けて

都市計画の提案制度のフロー



5. 計画の管理と継続的改善

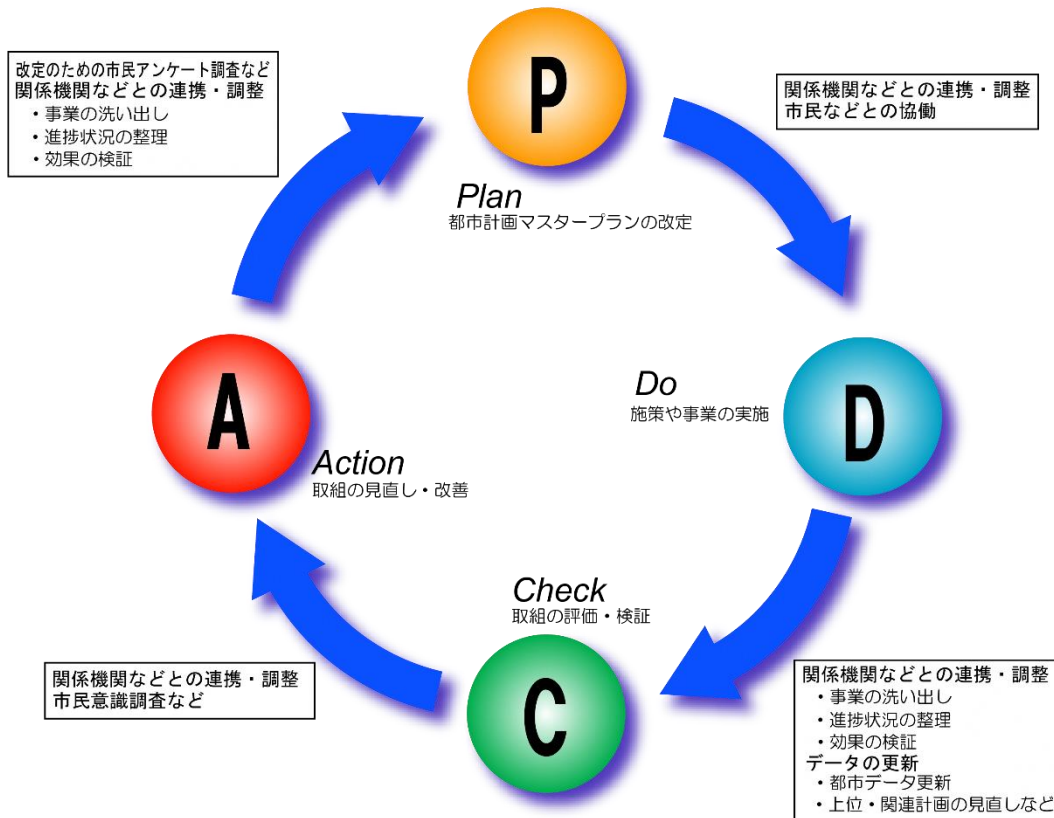
都市計画マスタープランは、法制度などの改正や都市計画区域の再編など、社会経済情勢の変化や、住民の意向などを踏まえて適宜見直しを行います。

本市の今後の都市づくりは、本都市計画マスタープランの方針に基づき、各種の制度や事業を活用しながら進めていくこととなりますが、都市計画マスタープランの進捗状況を定期的に評価、検証し、庁内関係各課や関係機関と連携・調整を行い、PDCA サイクルにより計画的かつ適切な管理を行っていく必要があります。

このため、中間年次を迎えるおおむね10年ごとに、「大分市都市計画マスタープラン改定等庁内検討委員会」において、計画の進捗状況や事業の効果等に関する検証を行い、必要に応じて都市計画マスタープランの改定を行います。

また、課題への対応策の評価や、新たに生じた課題を整理し、計画へフィードバックすることで、計画を継続的に改善・育成していくことも大切です。

都市計画マスタープランの見直しの流れ



序章
都市計画
マスタープランとは

第1章
都市づくりの目標

第2章
全体構想

第3章
地区別構想

第4章
計画の実現に向けて